

特殊車両の合同取締りを行いました

～違反車両2台に指導を実施！～

札幌開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両3台のうち2台に違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し指導を実施しました。

また、特殊車両の取締りと合同で、北海道運輸局が脱輪事故防止のための大型車のホイール・ナット点検及び不正改造車排除のための検査を、北海道空知総合振興局が軽油引取税に係る自動車燃料油の路上抜取調査を行いました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路付属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。

札幌開発建設部、北海道運輸局及び北海道空知総合振興局では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も合同で取締り及び調査を進めていきます。

記

- 実施日時 令和6年10月3日（木）13：30～15：00
- 実施場所 一般国道12号 岩見沢市上幌向駐車帯（岩見沢市上幌向南1条1丁目：別紙参照）
- 取締結果（特殊車両）

計測車両	3台	違反車両	2台
（違反車両の内訳）	無許可		2台
（指導の内訳）	警告書交付		2台

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の申請手続きについてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【特車取締りに関する問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

特定公物管理対策官 山岸 丈洋（電話番号 011-611-0313 ダイアルイン）

上 席 専 門 官 寺岡 文明（電話番号 011-611-0313 ダイアルイン）

札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>



【ホイール・ナット点検、不正改造車排除のための検査、無車検車の取締りに関する問合せ先】

国土交通省 北海道運輸局 自動車技術安全部

技術課 横塚、谷原（電話番号 011-290-2753）

【燃料油抜取調査に関する問合せ先】

北海道 空知総合振興局 課税課

事業税間税係長 佐藤 郁美（電話番号 0126-20-0050 直通）

10月3日 合同取締の様子

特車取締内容の説明を行っています。

※写真の車両は、違反車両ではありません。

ホイール・ナット点検及び燃料油の
抜き取り調査の待機をしています。

寸法計測の作業中です。



※写真の車両は、違反車両ではありません。

空知総合振興局による路上抜き取り調査(左)及び北海道運輸局によるホイール・ナット点検(右)

位置図

別紙



STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

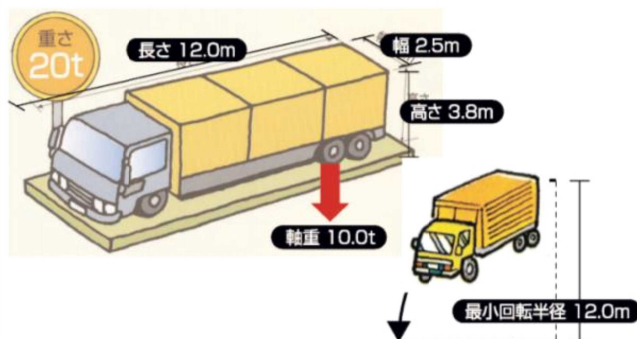
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法**で定められています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

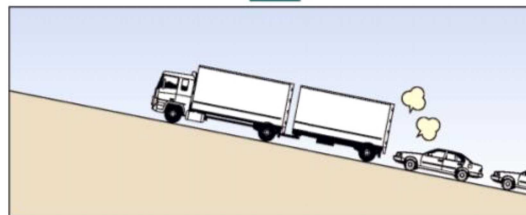
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを
妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れや
わだちなどの発生。



●舗装のひび割れの様子。

自動車点検整備推進運動

忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検



点検整備 やらないと



安全と環境保全には、**点検・整備**が必要です



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com



▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
日本自動車輸入組合
一般社団法人 日本自動車連盟（順不同）

一般社団法人 全国自家用自動車協会
公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人 全国レンタカー協会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会

全国石油商業組合連合会
一般社団法人 自動車検査登録情報協会
公益社団法人 日本自動車教育振興財団
一般社団法人 日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会

一般社団法人 日本自動車部品工業会
全日本自動車部品卸商協同組合
全国自動車電装品整備商工組合連合会
一般社団法人 自動車用品小売業協会
一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会

日本自動車車体整備協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会
全国オートバイ協同組合連合会

不正軽油は

作ることも使うことも

犯罪

です。



不正軽油は犯罪です。

不正軽油は悪質な脱税行為です。

公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。



不正軽油を**作ると**

**10年以下の懲役、
1,000万円以下の罰金**

法人の場合

**3億円
以下**



不正軽油を**使うと**

**2年以下の懲役、
100万円以下の罰金**

